

令和7年度 農作業賃金標準額

今年の農作業賃金を下記のとおり決めましたので、この標準を参考としてください。

農作業労賃

作業名	単位	標準額(円)	備考
一般農作業	1日	7,640	男女共(労働時間は8時間標準とする)
山林植林 下刈	1日	10,000	〃

機械による農作業料金

作業名	単位	標準額(円)	備考
田・畑耕起	10a当り	ロータリー 7,000	①すき耕は、双方の協議による。
畔ぬり	1m当り	60	②未整備地の場合は、お互いに協議すること。
代かき	10a当り	7,500	③倒伏の場合は、お互いに協議すること。
田植	10a当り	7,000	④稲刈りの場合、結束縄は持ち込みとする。
稲刈り(バインダー)	10a当り	7,500	⑤機械燃料は持ち込みとする。
脱穀(ハーベスター)	10a当り	8,200	⑥消費税は含まれておりません。
脱穀(コンバイン)	10a当り	刈取りのみ 19,500	⑦水稻育苗は農薬代込みの金額とする。
		乾燥まで 24,500	
		調整まで 28,500	
乾燥・調整	1俵当り	調整のみ 750	⑧疑義がある場合は、お互いに協議すること。
		乾燥から調整 1,100	
水稻育苗	1箱当り	硬化苗 1,000	
	種子込	緑化苗 700	

◎こんな相談は、農業委員会に。

1. 農地の貸借または売買などをするとき。
2. 農地や農業の経営を後継者に任せたいとき。
3. 農地を転用したいとき。
4. 農業者年金について。

矢祭町農業委員会

電話 46-4576

平成21年12月15日に改正農地法が施行されたことにより、標準小作料制度は廃止されましたが、地域における賃借料の目安にするため、新たに農業委員会が農地の賃借料情報を提供することになりました。

農地を貸し借りする場合には、土地の広さ、形状、水利等条件を勘案し、当事者間で十分に協議した上で賃借料を設定してください。

矢 祭 町 賃 借 料 情 報

令和4年から令和6年までに締結された賃貸借における10アール当りの賃借料水準(平均額)は以下のとおりとなっております。

なお、この賃借料情報は、実勢の集計値であり、拘束力はありません。

矢祭町農業委員会

区 分		令和4年	令和5年	令和6年
田 (水稻)	旧石井地区	賃借の実績なし	賃借の実績なし	8,000
	旧豊里地区	5,500	賃借の実績なし	賃借の実績なし
	旧高城地区	賃借の実績なし	賃借の実績なし	賃借の実績なし
	矢祭町平均	5,500	賃借の実績なし	8,000
畑 (普通畑)	矢祭町全域	8,000	賃借の実績なし	賃借の実績なし
畑 (牧草畑)	矢祭町全域	賃借の実績なし	賃借の実績なし	賃借の実績なし

※各一年間の実績を基に算定しているため賃借の実績がない地域では「賃借の実績なし」と表記してあります。

※平成21年12月15日に改正農地法が施行され農地等を相続した場合は、農業委員会に届けを提出しなければならないこととなりました。届出用紙は農業委員会にありますので農業委員会まで、お問い合わせください。